

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正について

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成15年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 審議会は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を述べることができる。

第5条第1項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

（部会）

第6条 審議会に、第2条第3項に規定する事務を処理するための特定個人情報保護評価専門部会その他の規則で定める部会を置くことができる。

2 部会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、市長が委嘱し、その任期は、市長がその都度定めるものとする。

4 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

5 部会の委員（専門委員を含む。）の定数は、規則で定める。

6 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。この場合において、部会長は、審議会に決定内容を報告するものとする。

- 8 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 熊本市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中「情報公開・個人情報保護審議会委員」の次に「及び情報公開・個人情報保護審議会専門委員」を加える。

(提出理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）の施行等に伴い、熊本市情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務を追加するとともに、同審議会に部会の設置を行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。